

「新しい公共」宣言における社会制度面の提案について(案)

「新しい公共」宣言は、第四回の円卓会議で議論したとおり、以下のような構成を想定している。

- (1) 「新しい公共」宣言 ……「新しい公共」の基本的な考え方、「新しい公共」の背景と理念、行政自体の改革、市民セクター、企業、行政の協働関係としての「新しい公共」の構築、「新しい公共」を支える諸制度（円卓会議メンバー、首相、担当大臣・副大臣などによる署名）
- (2) 「新しい公共」を取り巻く社会制度面の環境整備
- (3) 「新しい公共」が国民にとって身近かなものであり、自らが参加し、様々な変化を生み出し得るものであることを分りやすく示す事例など

以下では(2)の叩き台を示す。これは、座長提出の「検討事項」と、これまでの円卓会議で行われた議論を踏まえて座長がまとめたもの。見やすいように項目を次のように整理した。

- 「新しい公共」の基盤を支える制度整備
- 基金などの設置によるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援
- 地方公共団体の業務実施にかかわる非営利セクター等との関係の再編成
- その他の「新しい公共」の促進方策
- 企業の公共性について

提案	政府の対応
<p>□「新しい公共」の基盤を支える制度整備</p> <p>◇寄附税制などの制度整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附税制の見直し ・税額控除の導入 ・認定 NPO の「仮認定」と PST 基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ ・個人住民税の寄附金税額控除の限度額の引き下げ ・地方公共団体が寄付金税額控除の対象とする NPO 法人の指定を可能にする ・現物寄附をなんらかの形で評価することを検討 ・信託による新しい公共支援を可能とする税制を含む検討(公益信託及び通常信託) ・NPO等は、その責任増大に見合った情報公開や寄付者に対する活動報告といった説明責任を果たす ・制度整備に当たっては、総理からの指示(税額控除の割合、実施時期、税額控除の対象法人)を踏まえて検討を進める 	<p>◇市民公益税制PT中間報告書に沿って、以下の施策について平成23年度税制改正における実現に向けて、税制調査会において、具体的な制度設計を進める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所得税の税額控除制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする(所得税額の一定割合までを限度)。 ・ 「新しい公共」の担い手となる認定NPO法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、当該法人と市民とのかかわり度合いや運営の透明性等も踏まえ、検討する。 2 認定NPO法人の認定基準(PST等)の見直し <ol style="list-style-type: none"> (1) PST(パブリック・サポート・テスト)要件の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業収入が多いNPO法人でもPSTをクリアしやすくするため、PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する基準を導入する。 ・ また、地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定したNPO法人についてはPST要件等を求めないこととする。 (2) いわゆる「仮認定」制度の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。 ・ なお、制度の乱用防止のため、「仮認定」を受けながら「本認定」を受けなかった場合には、一定期間、再度の「仮認定」の申請ができないこととするなどの措置を検討する。 (3) 事後チェック型の制度への移行等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定NPO法人となるための間口を広げる中で、法人の質を維持

し市民からの信頼を確保するため、認定が取り消された場合における事後的な是正措置を検討する。

- ・ 国税庁が行っている認定事務について、NPO法人と身近に接し、その活動の実態を的確に把握できるといった点を踏まえ、法人の設立認証を行った地方団体等が行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ検討する。

- ・ 認定NPO法人は、収益事業以外に支出した場合には、収益事業の所得の 20%までを損金算入できる。この割合について、社会福祉法人等とのバランスに配慮しつつ、引上げを検討する。

3 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税)

(1) 寄附対象団体の拡大

- ・ 個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、NPO法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。

(2) 地方団体によるNPO法人支援(ふるさと寄附金の活用)

- ・ 個人住民税の控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する(この場合、所得税も同様の扱いとする)。

(3) その他

- ・ 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。

- ・ 信託を使って公益活動に参画する環境を整備する観点から公益信託制度の抜本的な見直しが行われた場合等には、それに対応する税制を検討する。

◇労働協同組合など非営利の法人が「市場」で活動しやすくするための制度の見直し

- ・ 公益法人等の公益認定プロセスの迅速化・透明化
- ・ 労働協同組合の制度整備

・社会事業法人制度の検討

◇NPOバンクなどNPO等を支える小規模金融制度にかかわる見直し

- ・NPOバンクに対する貸金業法にかかる規制の緩和
- ・多重債務者支援制度の促進等の活動を行っている生協の県域規制の緩和
- ・NPOへの融資(労金、信金、NPOバンク等)の際のNPOの評価を実施する機関との連携促進
- ・NPO、社会的企業の人材・寄附などのマッチング機能

□基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援

- ・NPO等への少額金融制度の拡充
- ・地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援
- ・社会貢献活動事業への融資やマッチング助成の拡大

□地方公共団体の業務実施にかかわる非営利セクター等との関係の再編成

- ・民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等についての新しい仕組みを創設
- ・「非営利セクター」と「政府」の連携に関する包括協定(日本版コンパクト)
- ・フルコストリカバリー(直接経費と間接経費)による質の高いサービス提供
- ・NPOへの業務委託のときにNPOへの企業のプロボノ

支援を予算化する仕組みの導入

□その他の「新しい公共」の推進方策

◇「地域市場」の創成

- ・子ども手当の一部を財源として、バウチャーを発行し、活用することで、NPO等の活躍の場を拡大し、ソーシャルキャピタルの高い地域を形成する

◇社会イノベーションを促進する仕組みによるソーシャルキャピタルの高いコミュニティ作り

◇市場を通じた「新しい公共」の促進

- ・公的年金の投資方針の開示の制度化による社会的責任投資の推進
- ・ネットを使った少額融資の仕組みの活用

□企業の公共性について

- ・企業は新しい公共の重要な担い手。企業そのものの「公共性」(経営理念)を評価し、尊ぶ社会を構築
- ・短期的収益性ではなく、長期的に社会に根ざし、ともに生きる企業、資本市場(ソーシャルキャピタルマーケット)を構築する
- ・社会的課題を解決するためにビジネスの手法で活動する事業主体を「新しい公共」の重要な担い手として育成する観点から、ソーシャル・ビジネス・ネットワークを拡充
- ・ソーシャルイントラプレナー、ソーシャルベンチャーの育成。そのための中間支援NPOと行政と企業が連携し、社会的人材を育成